

## AI オンデマンド交通システム導入仕様書

### 1 適用

本仕様書は、令和5年度に実施する「AI オンデマンド交通システム導入」業務に適用する。

### 2 業務の目的

住民の移動需要に応えつつ、利便性の向上を図るための新たな交通サービスの実現と交通空白地解消、将来的なコミュニティバス路線の代替交通手段を目的とし、寿エリア（寿地区、寿台地区、松原地区）及び梓川地区にAI オンデマンド交通を導入する。

AI オンデマンド交通の導入により、地域住民の移動手段を確保するとともに、地域公共交通のDXの推進を図り、持続可能な地域公共交通の構築を目指す。

### 3 契約期間

#### (1) システム構築期間

契約締結の日から令和5年9月30日まで

#### (2) システム運用期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（6ヵ月）

### 4 システム運用内容

#### (1) 運行区域

ア 寿エリア（寿地区、寿台地区、松原地区全域）約11km<sup>2</sup>

イ 梓川地区 約20km<sup>2</sup>

※詳細は別添1「寿エリア運行区域」及び別添2の「梓川地区運行区域」のとおり

#### (2) 運行期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで（6ヵ月）

#### (3) 運行台数

両エリアとも、2台の車両がデマンド運行を行う。

平日9:00～17:00の運行

#### (4) 車両等

車両及び運転手は、本市が別途運行事業者契約する。

#### (5) 運行方式

各車両は相乗りで運行し、設定した各エリア内の乗降ポイントにて乗降可能とすること。

#### (6) 乗降ポイント

各エリアに下記のとおり乗降ポイントを設け、ポイントには基本的に、ポール

タイプの目印を設置すること。(場所によってはシールタイプ、表板タイプでも可とする。)

ア 寿エリア150か所程度(増減の可能性あり)

イ 梓川地区220か所程度(増減の可能性あり)

## 5 コールセンター

(1) 電話での予約を可能とし、コールセンター業務は(一財)松本ものづくり産業支援センターへ委託すること。

(2) 委託費用は、1,930,000円(税込)を計上すること。(環境整備費及びオペレーター費)

## 6 業務内容

(1) システム設計、打合せ

ア 発注者と綿密な打合せを行い、利用者に配慮した設計とすること。

イ 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

(2) システム構築

本書に示す内容に沿ったシステムを構築し、各調整、設定等を行うこと。

(3) 保守・運用

ア 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、発注者からの問合せに対応する一元的な担当窓口を設けること。

イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告する体制を整えること。

ウ システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

エ システムの利用にあたっては、IDとパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。

オ システム操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。

カ システムへの不正アクセスに対して、ウイルス対策ソフトなどの対策を講じてセキュリティを高め、必要に応じて発注者に連絡する体制を整えること。

(4) プロジェクトマネジメント

ア 業務進捗管理

契約後から運行開始までの間、発注者と随時打合せを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

イ 地域合意形成に向けた支援

地域住民や地元交通事業者、関係各所への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

ウ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援

運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等

に関し、相談・支援を行うこと。

エ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施にあたり、委託業務範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談及び支援を行うこと。

オ 運行における評価検証及び改善に対する支援

運行期間中に随時実施する、運行における評価検証の資料作成や、評価、改善に関する事項に対し、相談及び支援を行うこと。

カ アンケート実施に係る支援

利用者に対するアンケート調査を実施するにあたり、アンケート項目の選定などの必要事項に関し、相談及び支援を行うこと。

## 7 システムに関わる要件

### (1) 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）

ア AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。

イ 乗車予約関連の操作に特化した専用スマートフォンアプリ、及び同様の機能を備えたWebからの予約の双方が可能である事

ウ 利用者からの予約（アプリ、Web、電話）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

エ 電話で予約を受ける際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。

オ 「乗降拠点ユーザー指定式」と「乗降拠点AI指定式」の双方を有する配車システムであること。

カ 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応し、国内での実績を有すること。

キ 運行範囲及び通過不可道路の設定が可能であること。

ク 予約締切時間を任意に指定することができること。

ケ 定時・定路線型の運行及びデマンド型の運行双方に対応するシステムであること。

コ 一度配車予約を紐付けた車両について、その後の予約状況の変動に応じ、順次その時点で最適な車両に予約を紐付け直す機能を有すること。

サ 交通系ICカードやクレジットカード決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を保持し、国内での実績を有すること。

シ 乗降拠点間の距離等に基づく運賃の計算が可能であること。

ス MaaSアプリ等へのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。

セ 車椅子等を利用するユーザーに対し、自動の乗降時間延長・乗降拠点の制限などをはじめとした、特別ロジックによる配車が可能であり、国内での実績を有すること。

ソ システム上でデジタルクーポン・定期券などの発行・運用が可能であること。

(2) ユーザーアプリ

ア ユーザーアプリは iOS と Android 双方に対応すること。

イ ユーザーアプリは、英語表記に対応していること。

ウ 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内ができること。

エ 希望する乗車人数及び出発時刻または到着時刻を任意に指定することができること。

オ ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗車・降車ポイントを確認し、ユーザーアプリ上でも確認できること。

カ 自身が予約している車両の位置情報を、乗客用アプリケーション上で確認することができること。

(3) ドライバーアプリ

ア ドライバーアプリは iOS か Android いずれかに対応すること。

イ ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。

ウ 運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。

エ 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。

オ 車載器は、インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

(4) 運行管理機能（管理者用Web）

ア 指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。

イ 管理者Webにて運行車両の予約状況を確認できること。

ウ 管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。

エ 管理者Webにて利用者の予約状況の把握が可能で、予約情報を登録、修正、削除できること。

オ 管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除が可能で、運行により取得する乗降データを出力できること。

カ 地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること。

キ 乗降場所の追加、削除が容易にできる。また、乗降場所は箇所数に制限なく設定することができること。

ク 異常発生時に管理者Webにて新規の予約受付停止が可能で、過去の運行記録についても確認ができること。

ケ 利用実績（日別・時間・車両）を随時確認が可能で、利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）をCSV等のファイル形式でダウンロードする

ことができること。

## 8 操作研修

- (1) 研修計画を作成し、事前に市の承認を得ること。
- (2) 市や運行事業者等を対象とした操作研修会を実施すること。
- (3) 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。
- (4) 研修会で使用するテキストは受託者が準備すること。
- (5) 研修会場、プロジェクター及びスクリーンは市が準備するものとする。ただし、研修内容に応じて市と十分に協議を行うこと。
- (6) 必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修など対面を回避した研修手法の提案があること。

## 9 本市におけるデマンド交通の拡大に関する提案

本市の路線バスの状況から、将来におけるオンデマンド交通による、エリア拡大の可能性について、可能な範囲で提案すること。

## 10 隣接自治体との連携

本運行区域と隣接している、自治体とは日常生活における買い物や通院等往来が多くあることに鑑み、隣接自治体とのオンデマンド交通による連携について、可能な範囲で提案すること。

## 11 その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

## 12 納品物

本業務の成果品は、完了時に以下のとおり納品し、成果品の権利は、発注者に帰属する。

- (1) AI オンデマンド交通システム一式
- (2) 管理者用PC 1台（受注者が調達し納品すること。）  
COREi5 以上、Microsoft Office が入っていること。
- (3) プロジェクト計画書
- (4) サービス説明書
- (5) サービス利用規約
- (6) システム設定書

- (7) 保守・運用体制
- (8) ユーザーアプリマニュアル
- (9) ドライバーアプリマニュアル
- (10) 管理者Webマニュアル

### 13 委託料の請求及び支払

委託料は、原則委託業務完了後の一括払いとする。

### 14 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と協議のうえ、決定する。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後についても同様とする。
- (4) 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定する。

### 15 担当

松本市公共交通課 岡田・山崎

電話 0263-34-3033 Fax 0263-34-3202

E-mail k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp

## 情報セキュリティ確保に関する共通仕様書

(情報セキュリティに関する規定の遵守)

### 1 目的

業務委託契約、物件供給（製造請負）契約及び賃貸借契約を締結した者（以下「受注者等」という。）並びに発注者の承諾を得て契約の一部を委任され、又は請け負う者（以下「再受注者等」という。）は、松本市情報セキュリティ対策基本要綱をはじめとする情報セキュリティ対策に関する各種規程を遵守すること。

(守秘義務)

- 2 受注者等及び再受注者等は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は第三者に使用され又は発注者の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

(目的外利用の禁止)

- 4 発注者から提供された情報資産を目的外に利用しないこと。
- 5 発注者から提供された情報資産を受注者等以外の者へ提供しないこと。ただし、再受注者等へ情報資産を提供するときは、事前に発注者の承諾を得ることとする。

(返還義務)

- 6 発注者から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 7 本契約における情報セキュリティを確保するため、受注者等における管理体制を確立し、発注者に報告するとともに、契約期間中その体制を維持すること。
- 8 情報セキュリティに関する教育を受注者等の組織内で実施し、情報セキュリティの確保に努めること。
- 9 再受注者等には受注者等の責任において、情報セキュリティの確保維持させること。

(身分証明書の携帯)

- 10 本契約に従事する者は、業務の遂行中身分証明書を携帯し、発注者の求めがあった場合は提示すること。

(損害賠償)

- 11 受注者等が情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受注者等がその責任を負い、費用を負担すること。